

「鹿児島県子ども・子育て支援事業支援計画」の点検、評価、見直しについて

1 計画の達成状況の点検、評価、見直し

計画の達成状況の点検、評価、見直しについては、県子ども・子育て支援会議の意見を踏まえながら、次のように対応する。

(1) 点検、評価

各年度において、計画に基づく施策の実施状況等について点検、評価を行い、その結果を公表する。

(2) 見直し

市町村においては、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村計画の見直しを行うこととなっているが、県においては、市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行うこととする。なお、この場合において見直し後の計画の期間は、当初の計画期間とする。

2 点検、評価の実施方法

- 毎年度の点検・評価については、個別の進捗状況（アウトプット）を中心に、計画と進捗状況の乖離の有無、また、乖離があった場合は市町村とともにその対応策を検討する。
また、計画全体の成果（アウトカム）については、計画期間中の一定時期に点検・評価を実施する。
- 点検、評価項目については、かごしま子ども未来プラン2020第6章「子ども・子育て支援新制度の推進」が標記計画になっていることから、下記の各項目を重点的に点検、評価することとする。

〈重点項目〉

- ① 教育・保育の量の見込み及び確保方策
- ② 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制
「特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上」を含む。
- ③ 地域子ども・子育て支援事業の推進

※ なお、① 教育・保育の量の見込み及び確保方策に係る点検、評価については、市町村の現状を把握する必要があるため、各市町村において実施する子ども・子育て支援会議の意見を踏まえた点検・評価の結果に基づき実施することとする。

(参考)

○ 子ども・子育て支援法

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - 三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - 四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3～6 (略)

- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第六十二条 都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 二 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 三 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 四 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 五 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
- 六 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項

3・4（略）

5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

6（略）

- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
(平成二十六年七月二日内閣府告示第百五十九号)

(教育・保育の見込みについて)

なお、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に当たっては、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を都道府県設定区域ごとに集計したものを基本として、これを更に都道府県全域で集計した結果が、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画における見込みの数値と整合性がとれるよう、一の2(三)のに基づき都道府県は市町村に、一定期間ごとに報告を求める等の連携を図るとともに、広域的な観点から市町村子ども・子育て支援事業計画を調整する必要があると認められる場合には、十分な調整を図ること。

(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」四「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する基本的記載事項」2「各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項」(抜粋))

(点検及び評価について)

市町村及び都道府県は、各年度において、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の実施状況(教育・保育施設や地域型保育事業の認可等の状況を含む。)や、これに係る費用の使途実績等について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施すること。この場合において、公立の教育・保育施設に係る施策の実施状況等についても、その対象とする必要があることに留意が必要である。この際、この一連の過程を開かれたものとするため、地方版子ども・子育て会議を活用することが望まれる。

評価においては、個別事業の進捗状況(アウトプット)に加え、計画全体の成果(アウトカム)についても点検・評価することが重要である。子ども・子育て支援の推進においては、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり、このような取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検及び評価を行い、施策の改善につなげていくことが望まれる。

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、(略)当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

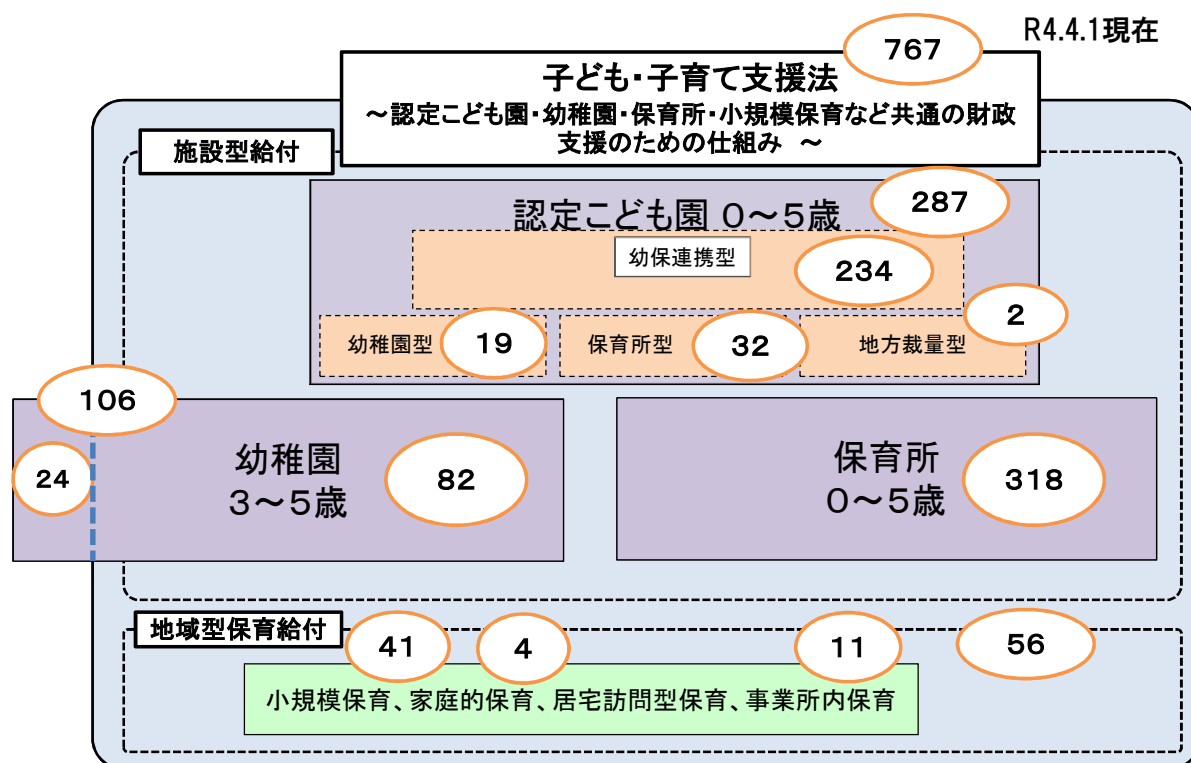
(基本指針第三「子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項」六「その他」3「子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価」(抜粋))

教育・保育施設の状況

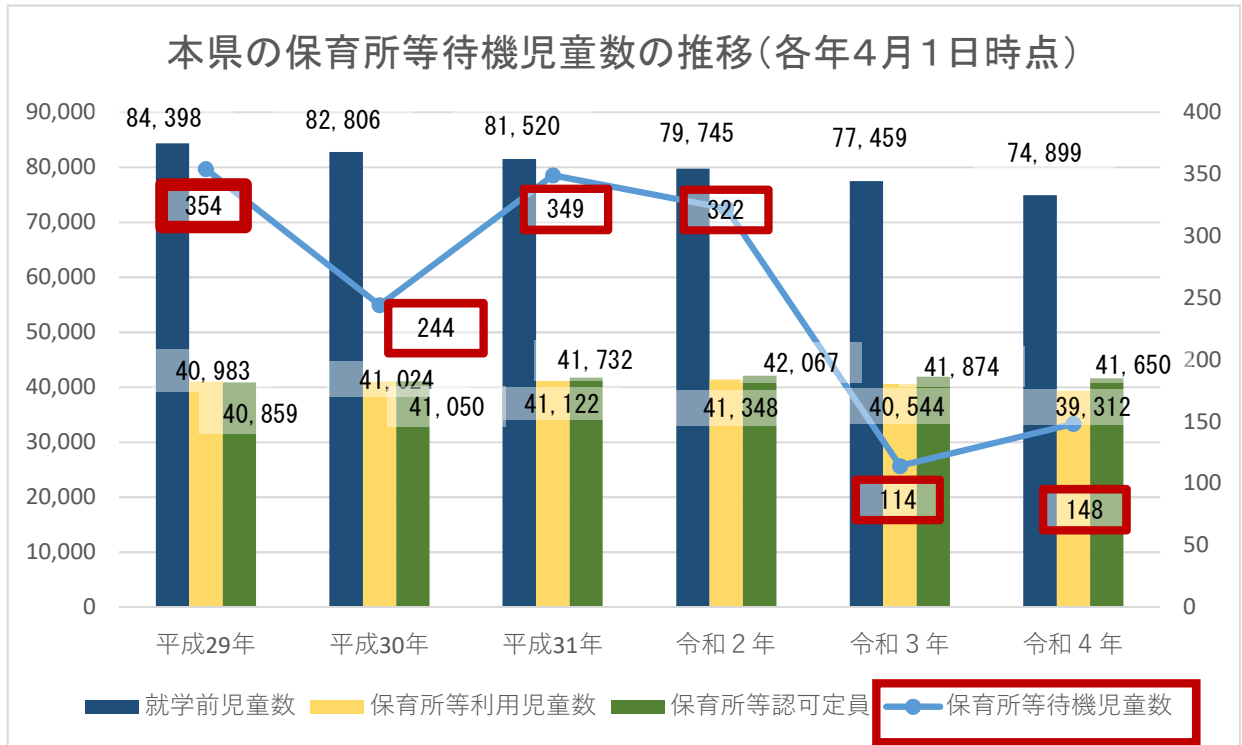
施設種別	R3. 4. 1 施設数 (A)	R4. 4. 1 施設数 (B)	施設数増減 (B) - (A)
認定こども園	274	287	13
幼保連携型	228	234	6
幼稚園型	19	19	0
保育所型	25	32	7
地方裁量型	2	2	0
認定こども園でない幼稚園 ※	106	106	0
認定こども園でない保育所	329	318	▲ 11
地域型保育事業	56	56	0
小規模保育	40	41	1
家庭的保育	5	4	▲ 1
事業所内保育	11	11	0
居宅訪問型保育	0	0	0
合計	765	767	2

(注) 上記施設数には、分園は含まない。

※ 未移行幼稚園を含む。



保育所等の待機児童数の推移



【待機児童の定義(厚生労働省)】

○保育所等利用待機児童

調査日時点において、保育の必要性の認定(2号又は3号)がされ、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。)又は特定地域型保育事業の利用の申込がされているが、利用していないもの

: 特定教育保育施設〔保育所、認定こども園(保育所機能部分)、幼稚園(一時預かり(幼稚園型)又は預かり保育の補助を受けている施設)〕

: 地域型保育事業〔小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育〕

(企業主導型保育事業等を利用している児童等は待機児童から除く。)

1 市町村子ども・子育て支援事業計画の確保方策(利用定員総数)に係る令和3年度計画と実績との比較について

全体

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和3年度計画と実績に差が小さい市町村

① 待機児童有り(R4)	1 市	南さつま市
② 待機児童なし	19 市町村	枕崎市, 阿久根市, 出水市, 西之表市, 日置市, 曾於市, いちき串木野市, 奄美市, 三島村, 十島村, 長島町, 南種子町, 屋久島町, 大和村, 宇検村, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 知名町

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和3年度計画と実績に差が大きい市町村

※乖離率±10%以上であって, 乖離の実数が10人以上の市町村
 ※乖離率±10%未満であって, 乖離の実数が50人以上の市町村

① 待機児童有り(R4)	2 市	鹿児島市, 姶良市
② 待機児童なし	21 市町	鹿屋市, 指宿市, 垂水市, 薩摩川内市, 霧島市, 志布志市, 南九州市, 伊佐市, さつま町, 湧水町, 大崎町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町, 中種子町, 瀬戸内町, 龍郷町, 伊仙町, 和泊町, 与論町

(1) 確保方策(利用定員総数)の令和3年度計画と実績に差が小さい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

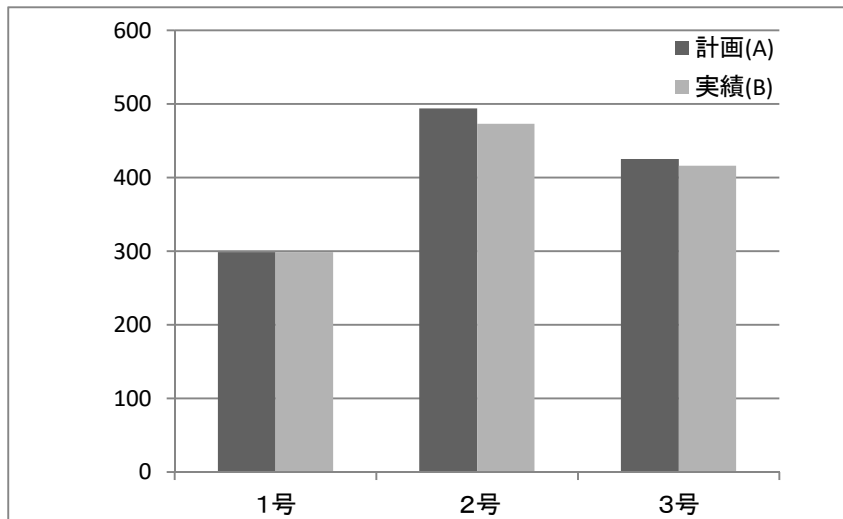
※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 南さつま市

待機児童2人 (R4.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	299	494	425	1,218
実績(B)	299	473	416	1,188
(B)-(A)	0	▲ 21	▲ 9	▲ 30



【理由】

- ・市周辺部の過疎化のため、実児童数の実態と合わせるため、利用定員減を行う施設があり、計画との乖離が生じた。
- ・待機児童に関しては、市中心部の園に入園希望の障害児受け入れの調整の関係で発生したが、5月には解消済み。

【対策】

- ・市周辺部では過疎化が進み、需要が市中心部へ集中してきていることから、需要に合わせて市中心部の地域の受け皿拡大を推進していく。

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和3年度計画と実績に差が大きい市町村

※確保方策は、認定こども園、幼稚園、保育所等の利用定員として、各市町村が設定したもの

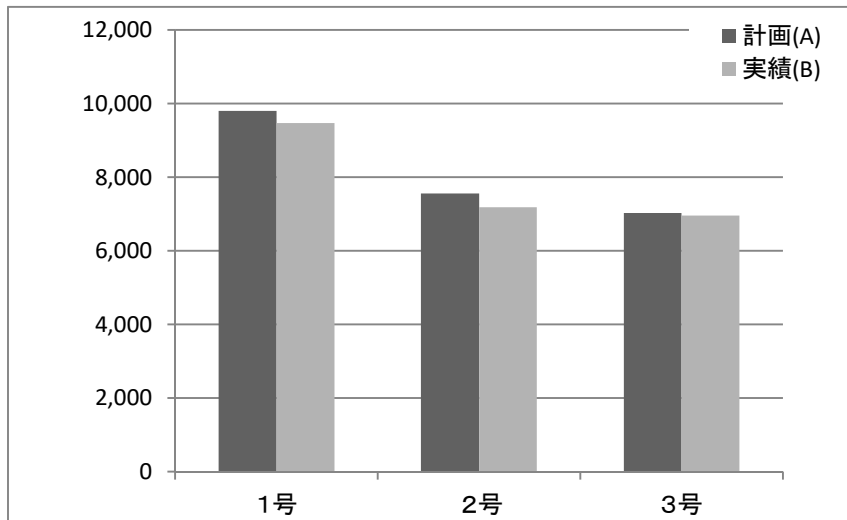
※整備実績及び整備計画は、整備を行った年度の確保方策に反映されるものと次年度の確保方策に反映されるものがある。

① 待機児童あり

○ 鹿児島市

待機児童136人 (R4.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	9,795	7,553	7,027	24,375
実績(B)	9,465	7,183	6,959	23,607
(B)-(A)	▲ 330	▲ 370	▲ 68	▲ 768



【理由】

- ・第二期子ども・子育て支援事業計画における定員増の計画を達成できていない。
- ・保育士不足等により、利用定員減を行う施設がある。

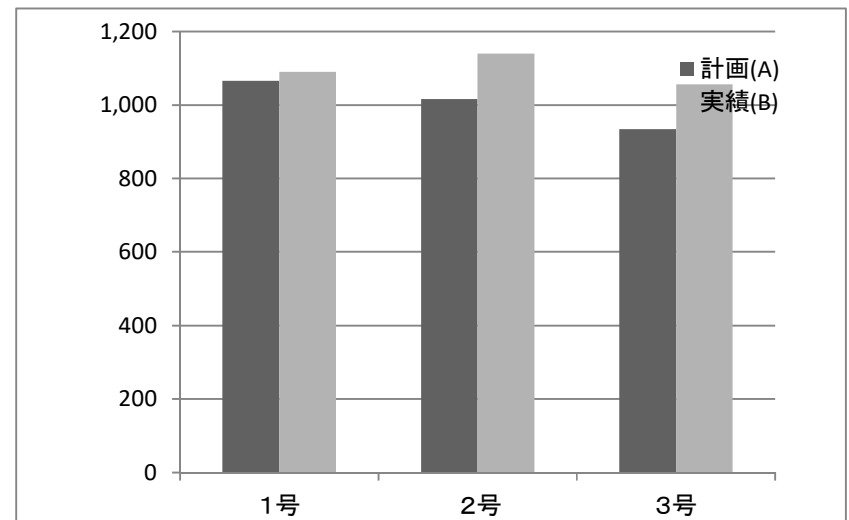
【対策】

- ・保育士等奨学金返済補助事業(令和4年度開始)など処遇改善等の施策を行うことで、保育士の確保・定着等を図っていく。

○ 始良市

待機児童10人 (R4.4.1時点)

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,065	1,016	934	3,015
実績(B)	1,090	1,140	1,056	3,286
(B)-(A)	25	124	122	271



【理由】

- ・第二期市町村計画策定時に見込んでいなかった施設整備が実施され、令和2年度に2施設、令和3年度に1施設、受け皿整備が進んでいる。

【対策】

- ・今後、子どもの人口減少が懸念されていることから、需要と供給のバランスを見極めながら利用定員の適正化を図っていく。

各市町村における待機児童発生理由及び解消に向けた取組

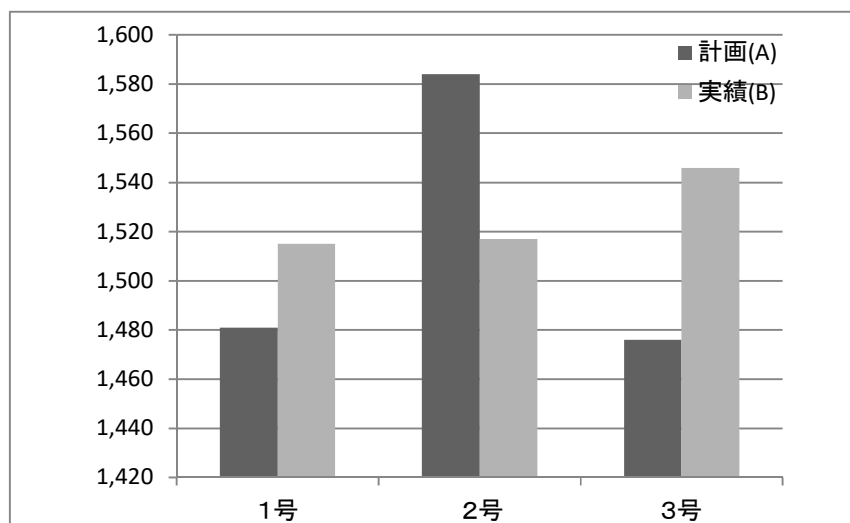
市町村	待機児童数		待機児童が発生している理由	待機児童解消に向けた取組
	R3.4.1	R4.4.1		
鹿児島市	82	136	<ul style="list-style-type: none"> ○ 就学前児童数及び保育所等の入所申込児童数は減少しているものの、子どもを預けて就労したいと希望する保護者の保育需要は高い状況が続いている。 ○ 大部分の地区において、保育士不足等により定員まで受け入れることが出来ず、待機児童が発生している。 ○ 谷山地区においては、申込数がR2年度の水準に回復し、保育士不足等により利用定員が横ばい状況であることから、待機児童数が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士等奨学金返済補助事業の実施 ○ 保育士資格を有しない者への資格取得支援事業(国庫補助の活用) ○ 若年層の情報発信として、リーフレット等の作成やSNS・動画サイトの活用(関係機関と連携した保育士確保事業) ○ 職場定着を図るための保育士の宿舍借上げ費用に係る補助 ○ 保育士等の配置特例の活用(朝夕等の時間帯の配置特例、幼稚園教諭等の活用、加配人員に係る配置特例) ○ 保育士養成施設の学生の保育所等への就労促進(関係機関と連携した保育士確保事業) ○ 保育士・保育所支援センター運営事業(市保育園協会に運営委託) ○ 第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画に基づく既存施設の定員増
南さつま市	1	2 ※5月 解消済	<ul style="list-style-type: none"> ○ 待機児童に関しては、市中心部の園に入園希望の障害児受入調整に時間を要した。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士等の人材確保
始良市	17	10	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士不足 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育士確保のための説明会等をハローワークと協働して実施している。 ○ 保育の現場での仕事に興味がある方へ、求人情報や研修等イベント情報の情報提供・発信を行っている。
合計	※ 114	148	※令和3年度は出水市の待機児童14名を含む。(令和4年度は待機児童なし)	

(2) 確保方策(利用定員総数)の令和3年度計画と実績に差が大きい市町村

② 待機児童なし

○ 鹿屋市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,481	1,584	1,476	4,541
実績(B)	1,515	1,517	1,546	4,578
(B)-(A)	34	▲ 67	70	37



【理由】

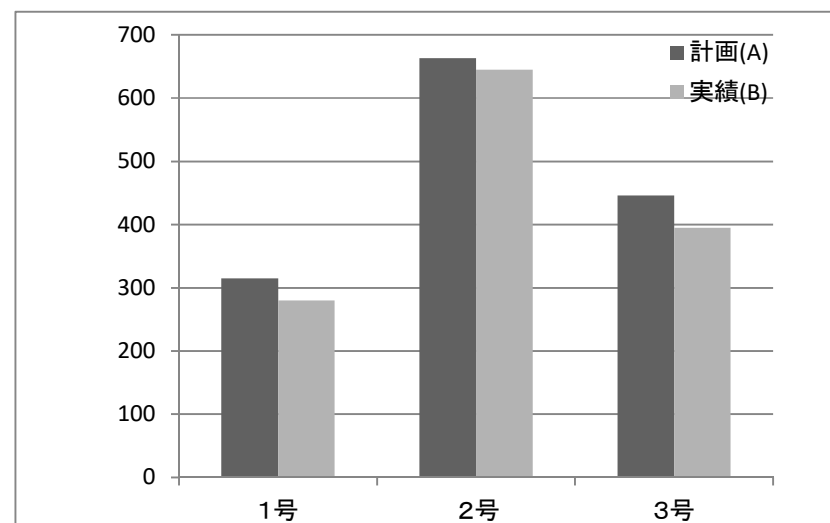
・計画策定時と比較し認定こども園への移行数が少なく、また、人口減少が計画値より進んでおり、利用定員減を行う施設が生じているため。

【対策】

・実績と今後のニーズを踏まえ、第二期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し等において確保方策の計画見直しを予定。

○ 指宿市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	315	663	446	1,424
実績(B)	280	645	395	1,320
(B)-(A)	▲ 35	▲ 18	▲ 51	▲ 104



【理由】

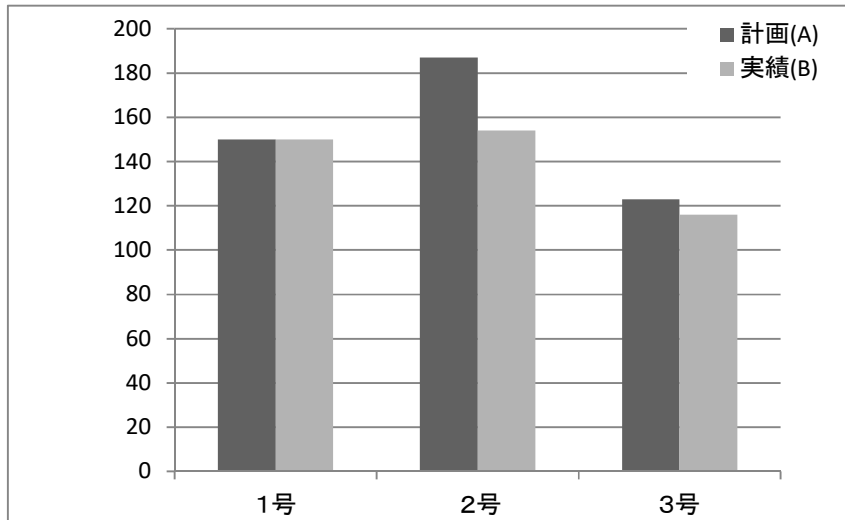
・計画策定時、年度当初の児童数を基に量の見込みを算出した。定員変更があったことに加え、教育ニーズへ移行する児童が多く見られたため、今回の計画と実績に乖離が生じた。

【対策】

・今後は量の見込みについて、実状に応じた計画に見直しを検討していく。

② 待機児童なし
○ 垂水市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	187	123	460
実績(B)	150	154	116	420
(B)-(A)	0	▲ 33	▲ 7	▲ 40



【理由】

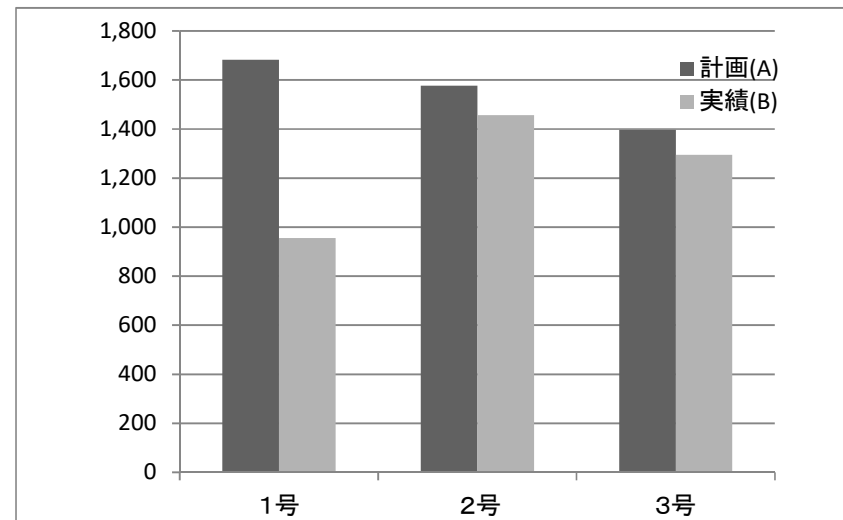
・人口減少に伴う保育所の閉園，認定こども園の定員減により実績値が下回った。

【対策】

・人口動態や施設の意向調査を行い，第二期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し等において，実情に沿った計画に見直す予定。

○ 薩摩川内市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,682	1,577	1,396	4,655
実績(B)	956	1,456	1,294	3,706
(B)-(A)	▲ 726	▲ 121	▲ 102	▲ 949



【理由】

・1号定員については，計画で設定した数値が多かったことと，子どもの利用者の減少により実績が下回ったため乖離が生じた。

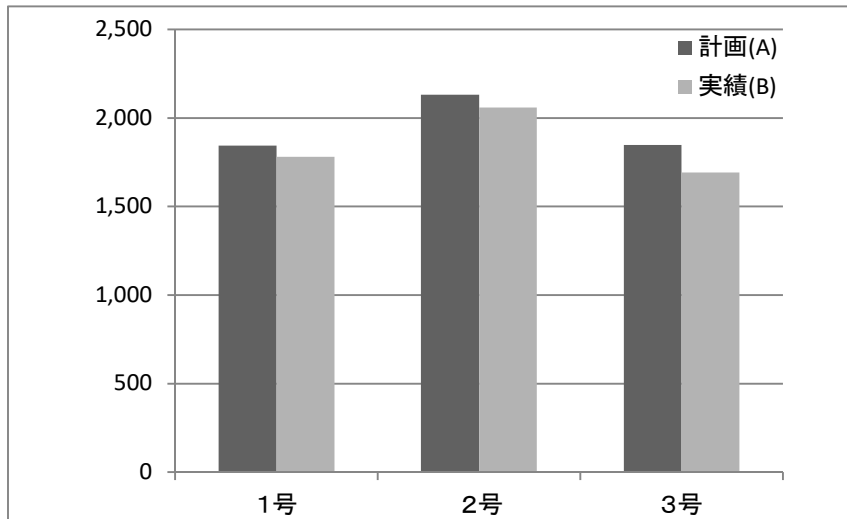
【対策】

・第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて，教育と保育の利用定員について精査し，必要に応じて見直す。

② 待機児童なし

○ 霧島市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	1,844	2,133	1,849	5,826
実績(B)	1,780	2,060	1,692	5,532
(B)-(A)	▲ 64	▲ 73	▲ 157	▲ 294



【理由】

・新型コロナウイルス感染症の影響による利用控えや、企業主導型保育事業の利用者が増えたことから、特に3号認定利用者の計画値と実績値に乖離がある。

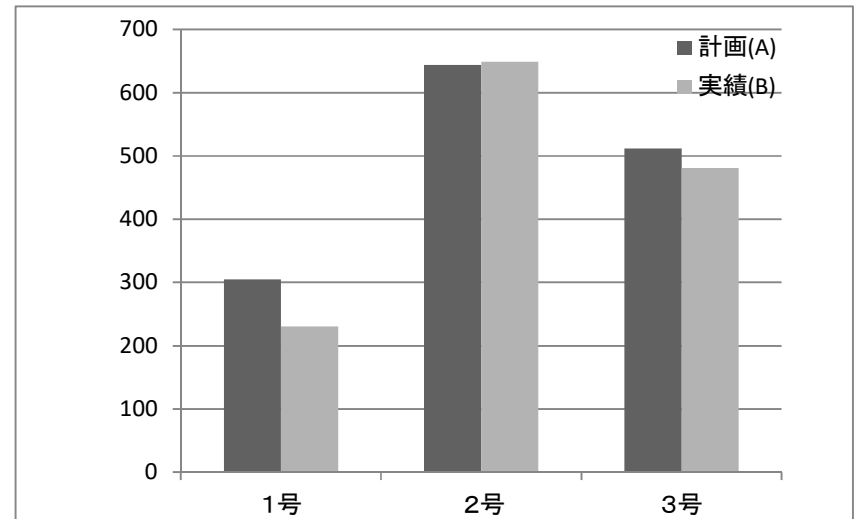
・保育士不足等により、利用定員を減じる施設がある。

【対策】

・第二期霧島市子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、精査を行う。

○ 志布志市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	305	644	512	1,461
実績(B)	230	649	481	1,360
(B)-(A)	▲ 75	5	▲ 31	▲ 101



【理由】

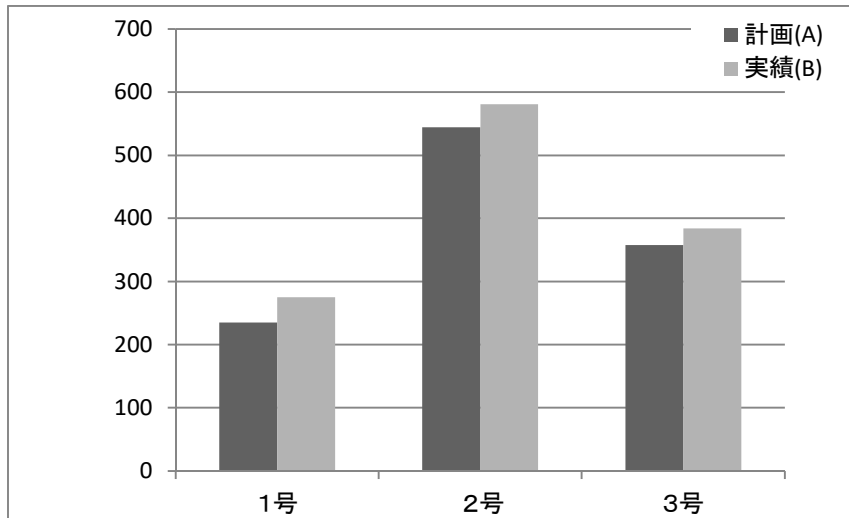
・1号定員については、計画で設定した数値が多かったことと、子どもの利用者の減少により実績が下回ったため乖離が生じた。

【対策】

・今後も少子化傾向から利用者の減少が進んでいくと推測されるため、計画の中間見直しの際に、現状や見込に合わせ数値を設定していくこととする。

② 待機児童なし
○ 南九州市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	235	544	358	1,137
実績(B)	275	581	384	1,240
(B)-(A)	40	37	26	103



【理由】

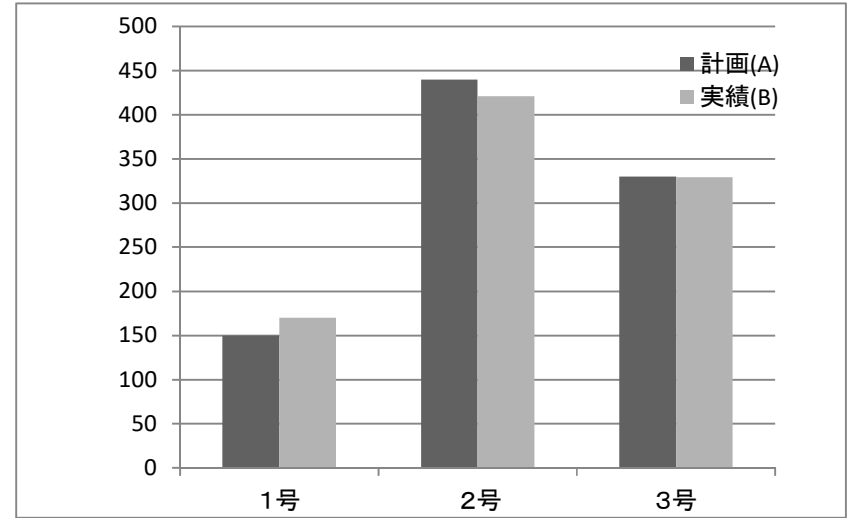
・第二期子ども・子育て支援事業計画における確保方策以上の定員数となっている。1号については公立幼稚園の利用者が定員に対して少なく、認定こども園の1号利用希望は多いため、41人の定員増を行った。また、2・3号については、共働き世帯の増加等による保育ニーズが増えた為定員の見直しを行い、2号46人、3号35人の定員増を行った。

【対策】

・1号については、公立幼稚園のあり方を含め、利用定員について見直しを図り、2、3号については、保育ニーズを勘案しながら、利用定員の適正化を図っていく。

○ 伊佐市

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	440	330	920
実績(B)	170	421	329	920
(B)-(A)	20	▲19	▲1	0



【理由】

・事業計画よりも多くの保育所が令和3年度に認定こども園へ移行し、教育認定の利用定員が上回った。

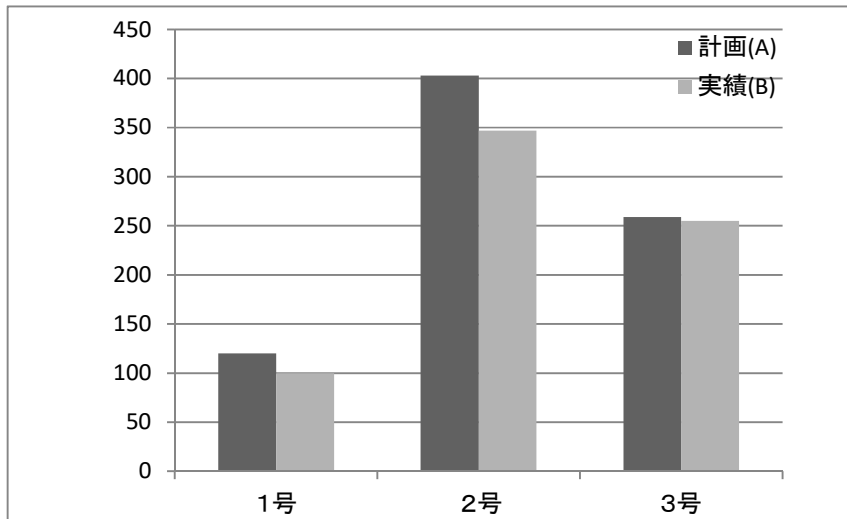
【対策】

・第二期事業計画の中間見直しにおいて、教育と保育の利用定員について精査し、必要に応じて見直す。

② 待機児童なし

○ さつま町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	120	403	259	782
実績(B)	100	347	255	702
(B)-(A)	▲ 20	▲ 56	▲ 4	▲ 80



【理由】

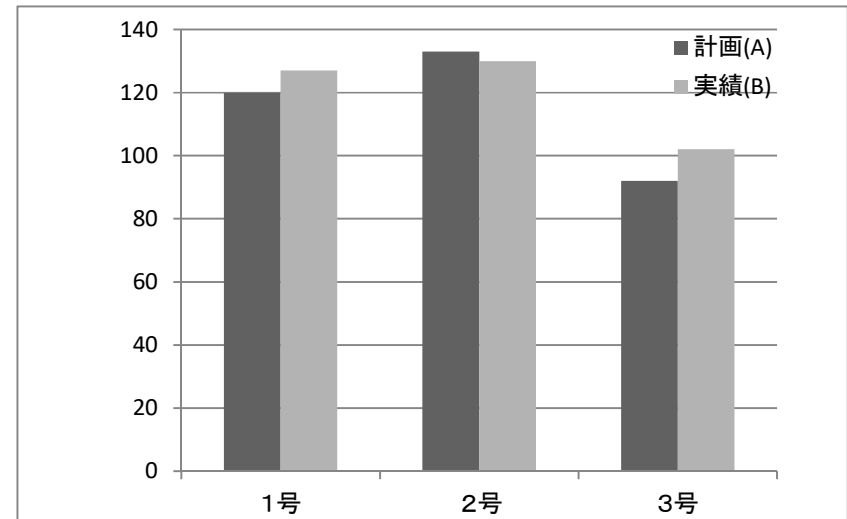
・第二期子ども・子育て支援事業計画当初に見込んでいた公立幼稚園が、計画期間中に廃止となったため実績値がマイナスとなった。

【対策】

・直近の実態に則した確保方策となるよう、中間見直しを行う予定。

○ 湧水町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	120	133	92	345
実績(B)	127	130	102	359
(B)-(A)	7	▲ 3	10	14



【理由】

・概ね計画値と差は無いが、第二期子ども・子育て支援事業計画における定員増の計画が保育士の確保ができなかった為達成できなかった。

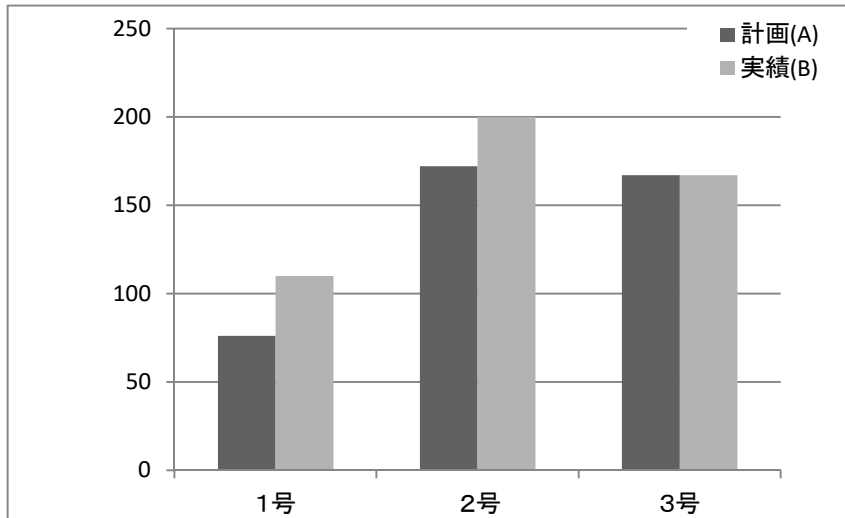
【対策】

・湧水町医療介護保育従事者奨学金貸与事業(令和2年度開始)など処遇改善等の施策を行うことで、保育士の確保・定着等を図っていく。

② 待機児童なし

○ 大崎町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	76	172	167	415
実績(B)	110	200	167	477
(B)-(A)	34	28	0	62



【理由】

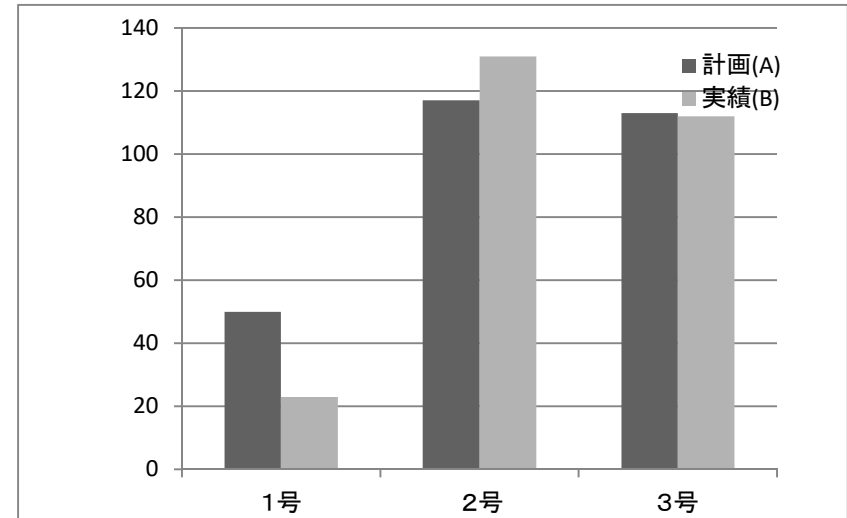
・第二期子ども・子育て支援事業計画作成時に、全国的な人口減少等を勘案して策定したが、本町の減少率は予測と比較して緩やかであり、1号及び2号については、計画よりも、利用者が上回った。

【対策】

・次期計画では、実際の減少率や就学前児童数の動向などを元に、実情にあった計画を策定する。

○ 東串良町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	50	117	113	280
実績(B)	23	131	112	266
(B)-(A)	▲ 27	14	▲ 1	▲ 14



【理由】

・1号定員については、計画で設定した数値が多かったことと、子どもの利用者の減少により実績が下回ったため乖離が生じた。

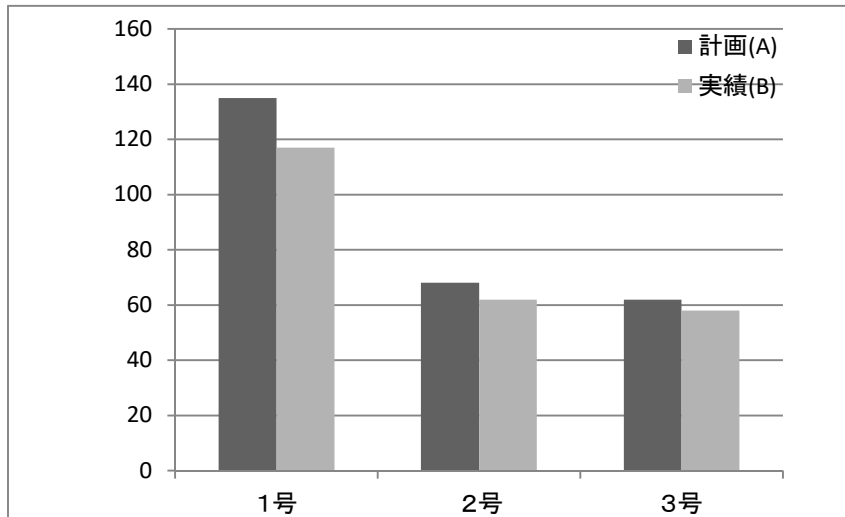
【対策】

・第二期子ども・子育て支援事業計画の中間見直しにおいて、教育と保育の利用定員について精査し、必要に応じて見直す。

② 待機児童なし

○ 錦江町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	135	68	62	265
実績(B)	117	62	58	237
(B)-(A)	▲ 18	▲ 6	▲ 4	▲ 28



【理由】

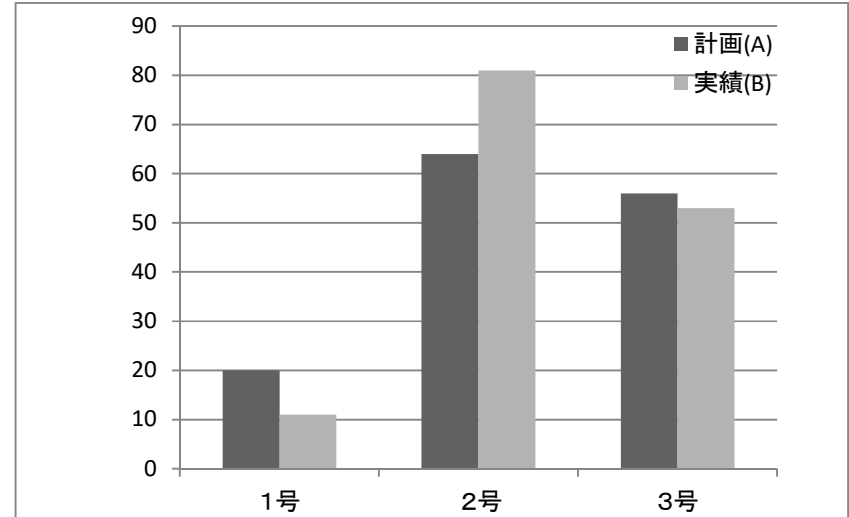
・児童の減少が想定より大きかった事と希望の利用も減少した事が主な原因

【対策】

・次年度以降の保育のニーズ等を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し等において、実情に合った計画の策定を行う。

○ 南大隅町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	20	64	56	140
実績(B)	11	81	53	145
(B)-(A)	▲ 9	17	▲ 3	5



【理由】

・共働き世帯が多いことから、1号のニーズが少なく2号認定が増加している傾向にある。

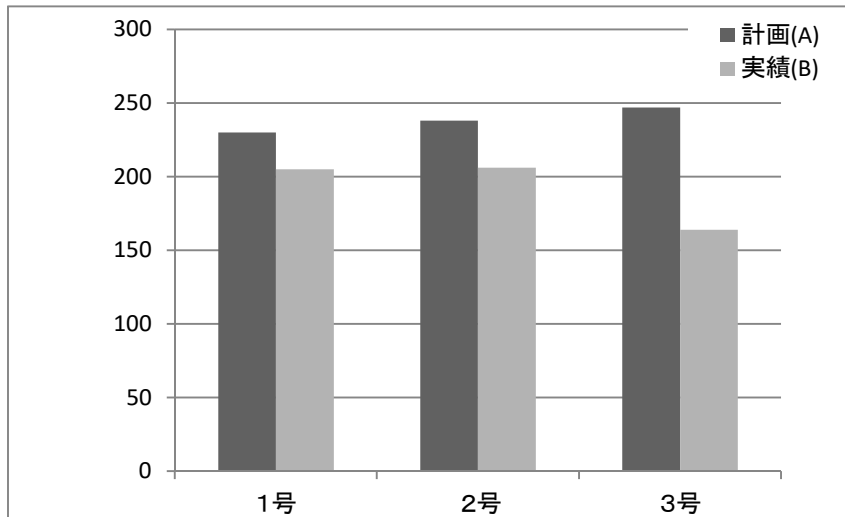
【対策】

・今後も共働き世帯が増加し、2号認定のニーズ増加が予測されることから、子ども・子育て支援事業計画の中間年見直しにおいて、計画の見直しを図っていく。

② 待機児童なし

○ 肝付町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	230	238	247	715
実績(B)	205	206	164	575
(B)-(A)	▲ 25	▲ 32	▲ 83	▲ 140



【理由】

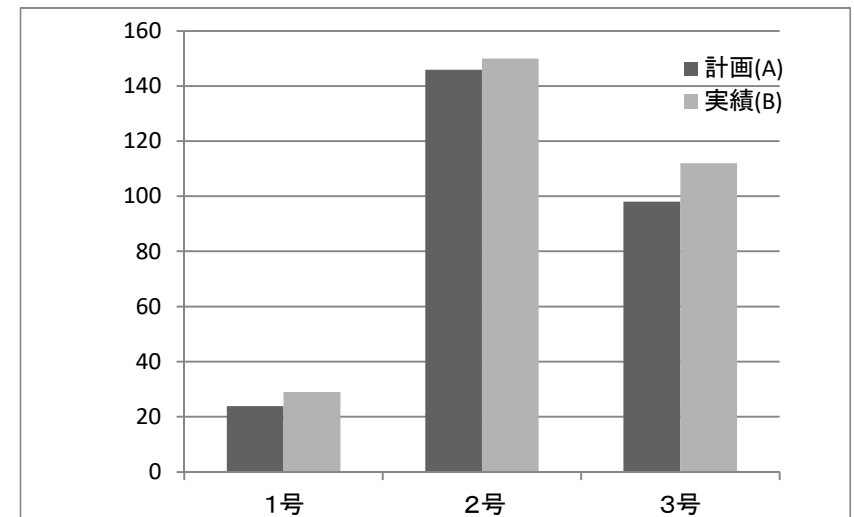
・第二期子ども・子育て支援事業計画における計画作成時のニーズ調査が甘かったため、数値の乖離が生じ計画を達成できていない。

【対策】

・今後については、人口減少が見込まれるため、町における子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し等において適正に計画を見直していく。

○ 中種子町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	24	146	98	268
実績(B)	29	150	112	291
(B)-(A)	5	4	14	23



【理由】

・第二期子ども・子育て支援事業計画の計画策定時の予測より共働き世帯が増えたことにより、2号及び3号の利用者が増えた。

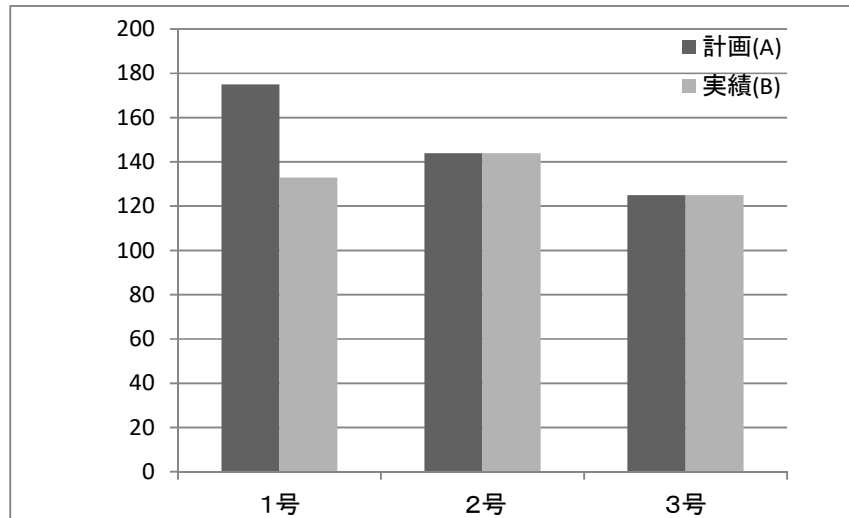
【対策】

・2号認定の利用定員の変更もあったので、計画の見直しを検討していく。

② 待機児童なし

○ 瀬戸内町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	175	144	125	444
実績(B)	133	144	125	402
(B)-(A)	▲ 42	0	0	▲ 42



【理由】

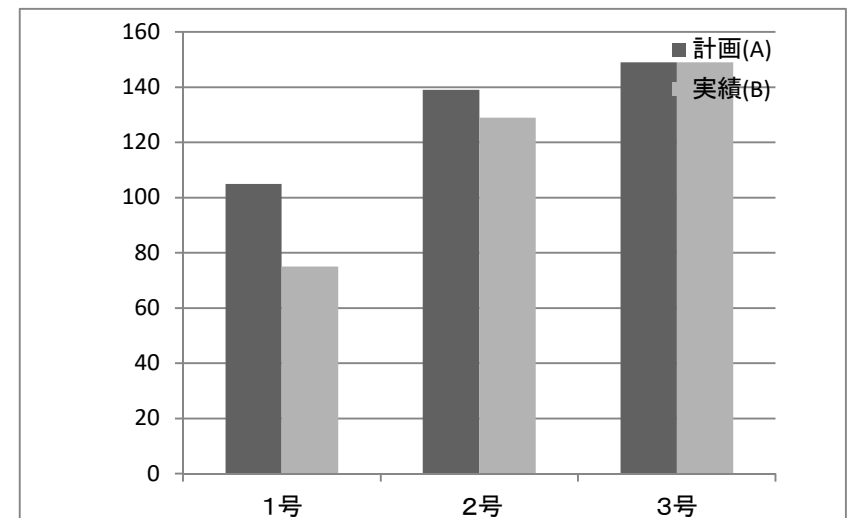
・1号認定においては、第二期子ども・子育て支援事業計画当初の作成時の想定より、共働き世帯が増えたため、実績値との乖離が生じている。

【対策】

・1号認定においては、第二期子ども・子育て支援事業計画の中間年見直し等で利用定員総数を実情に合わせて見直しを図っていく。

○ 龍郷町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	105	139	149	393
実績(B)	75	129	149	353
(B)-(A)	▲ 30	▲ 10	0	▲ 40



【理由】

・へき地における利用児童数が減少し、へき地保育所1か所が休所となり、実績値が当初の計画より減少した。

・保育士不足により、利用定員減の施設があった。

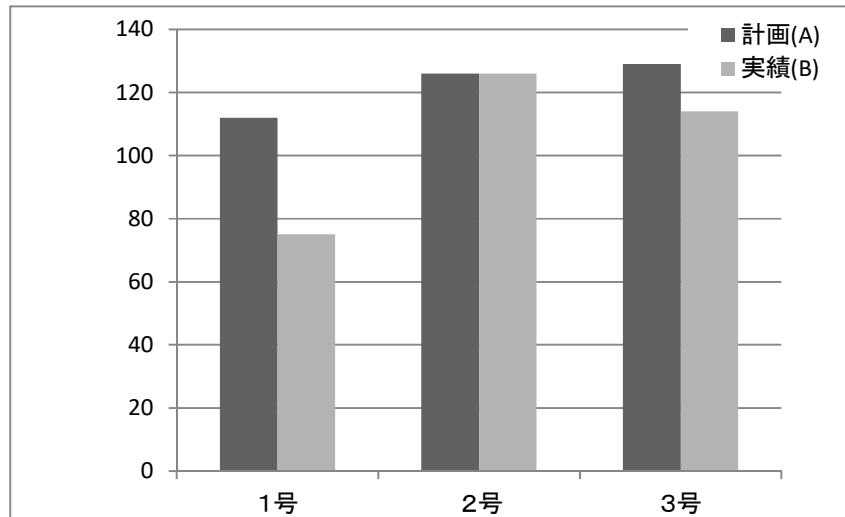
【対策】

・保育補助者雇上強化事業等により雇用されている方への保育士資格取得等の斡旋を行い、材の確保等を図っていく。

② 待機児童なし

○ 伊仙町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	112	126	129	367
実績(B)	75	126	114	315
(B)-(A)	▲ 37	0	▲ 15	▲ 52



【理由】

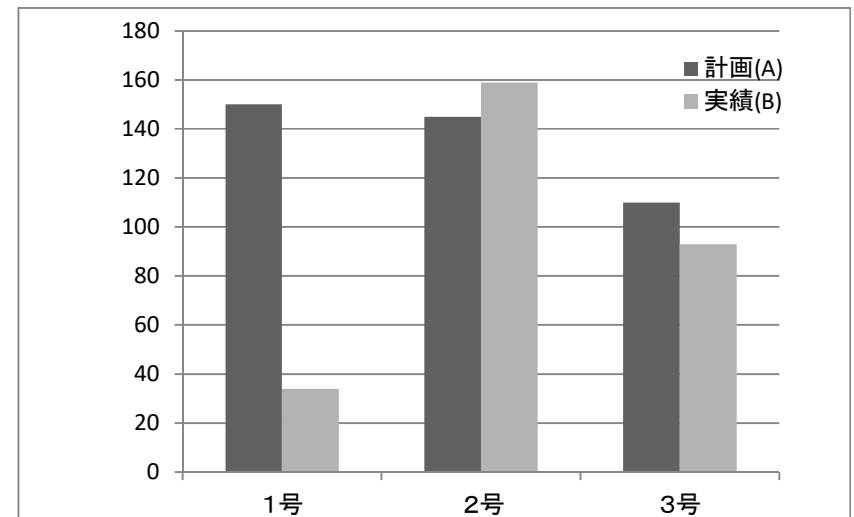
・保育ニーズの上昇により、教育ニーズが減少し、定員割れの園が発生したため、乖離が生じた。

【対策】

・認定こども園への移行等を進め、保育ニーズに対応することにより、利用調整を行っていく。

○ 和泊町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	150	145	110	405
実績(B)	34	159	93	286
(B)-(A)	▲ 116	14	▲ 17	▲ 119



【理由】

・第二期子ども・子育て支援事業計画における計画の総数では概ね達成できているが、保護者の就労等に伴い、1号の実績は計画より下回り、2号認定の実績が計画より上回った。

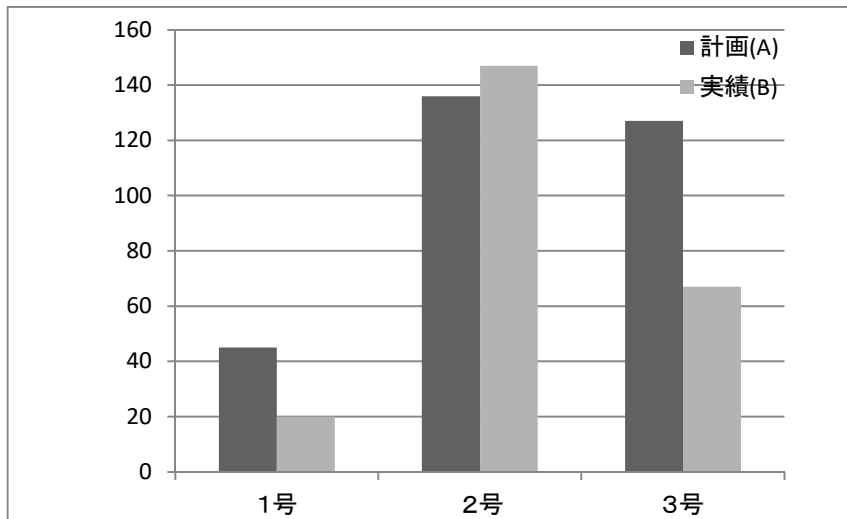
【対策】

・ニーズに合わせた利用定員数の見直しを行うとともに、認定こども園への移行を図っていく。

② 待機児童なし

○ 与論町

	1号	2号	3号	総数
計画(A)	45	136	127	308
実績(B)	20	147	67	234
(B)-(A)	▲ 25	11	▲ 60	▲ 74



【理由】

- ・令和3年度より町立こども園を1園閉園したため、計画策定時より利用定員数が減っている。
- ・保育士不足等により、利用定員を増やすことができない。

【対策】

- ・保育士等資格取得補助事業など処遇改善等の施策を行うことで、保育士の確保・定着等を図っていく。

2 認定こども園における教育・保育の一体的提供と推進体制

(1) 認定こども園への移行に必要な整備等の促進

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定
保育所等整備交付金 (子育て支援課)	<p><1> 目的 保育所、認定こども園（保育所機能部分）等の施設整備に要する費用の一部を補助し、保育所等待機児童の解消等を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・保育所等整備：10市町 19施設</p>	市町村の計画的な整備に対応するための十分な予算（国費）を確保する必要がある。	<p>・保育所等整備 16市町（2市） 31施設（2施設） ※（ ）は、令和3年度からの繰越</p>
子ども・子育て支援総合対策事業 (子育て支援課)	<p>○ 認定こども園施設整備事業</p> <p><1> 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 ・認定こども園整備：7市町 10施設</p>	市町村の計画的な整備に対応するための十分な予算（国費）を確保する必要がある。	<p>○ 認定こども園整備事業</p> <p>・認定こども園整備 9市（2市） 12施設（2施設） ※（ ）は、令和3年度からの繰越</p>
安心こども基金総合対策事業 (子育て支援課)	<p>1 保育所等緊急整備事業</p> <p><1> 目的 認定こども園（保育所機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 0市 0施設</p> <p>2 認定こども園整備事業</p> <p><1> 目的 認定こども園（幼稚園機能部分）の施設整備に要する費用の一部を補助し、子どもを安心して育てることができるよう体制整備を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 0市 0施設</p>	<p>（平成20～27年度に基金を造成し、平成21～令和2年度に施設整備を行ったが、現在は、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金にシフトしている。）</p>	—

<参考> 保育所等の整備状況

	H27年度		H28年度		H29年度		H30年度		R元年度		R2年度		R3年度		計	※参考 R4年度計画	
	繰越	H27	繰越	H28	繰越	H29	繰越	H30	繰越	R元	繰越	R2	繰越	R3		繰越	R4
整備箇所数	8	17	12	16	8	22	2	30	9	28	8	11	9	10	190	12	17
うち定員増を伴う整備箇所数	6	14	7	12	4	16	2	14	4	16	4	5	4	4	112	3	2
整備に伴う定員増人数(人)	130	587	146	549	63	527	63	488	48	685	41	145	93	160	3,725	65	15

(2) 教育・保育に従事する者の確保と資質の向上

ア 確保方策

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定
保育教諭の人材育成 (子育て支援課)	<p><1> 目的 認定こども園制度への円滑な移行・促進を図るため、幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得特例制度及び保育士資格を有する者の幼稚園教諭免許状取得特例制度の利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 特例制度利用による保育士試験合格者 16人 (補助制度) 保育士資格等取得支援事業 0人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 44人</p>	<p>特例制度は、令和6年度末までとなっていることから、制度利用を促進する必要がある。</p>	<p>保育士の人材育成 引き続き特例制度利用の周知を促すとともに、補助制度の利用促進を図る。</p> <p>保育士資格等取得支援事業 3人 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業 37人</p>

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定
保育士の人材育成 (保育士修学資金 貸付等事業) (子育て支援課)	<p>1 保育士修学資金貸付</p> <p><1> 目的 指定保育士養成施設卒業後、鹿児島県内において保育業務に従事しようとする者に対し修学資金を貸し付け、その修学を容易にすることにより、保育士の養成確保を図る。</p> <p><2> 対象者 指定保育士養成施設に在学する学生</p> <p><3> 実施状況・成果等 貸付人数 50人</p> <p>2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付</p> <p><1> 目的 未就学児を持つ保育士に対し当該保育士の子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。</p> <p><2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務</p> <p>① 未就学児を持つ保育士であって県内の保育所等に新たに勤務する者</p> <p>② 保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であり、産後休暇又は育児休業から復帰する者</p> <p><3> 実施状況・成果等 貸付人数 2人</p> <p>3 就職準備金貸付</p> <p><1> 目的 潜在保育士に対し就職のための準備に必要な費用を貸し付けることにより、保育士の確保を図る。</p> <p><2> 対象者 ※保育士として週20時間以上勤務</p> <p>① 保育所等を離職した者や勤務経験の無い者</p> <p>② 保育所等に新たに勤務する者</p> <p><3> 実施状況・成果等 貸付人数 2人</p>	保育士人材確保のため、保育士資格の新規取得者の確保や保育士の離職防止、潜在保育士の再就職支援が必要である。	<p>1 保育士修学資金の貸付実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付人数 50人 ・貸付金額 1人160万円以内 <p>2 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付人数 4人 ・貸付金額 月額27,000円以内 <p>3 就職準備金の貸付実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付人数 4人 ・貸付金額 20万円以内
保育士の人材育成 (保育士人材バンク事業) (子育て支援課)	<p><1> 目的 県内の待機児童の解消を図るため、県が行う保育士登録の仕組みを活用した「鹿児島県保育士人材バンク」を設置し、保育人材確保に取り組む市町村に対して必要な情報を提供する。</p> <p><2> 実施状況・成果等 令和4年3月31日現在の登録者数 369人</p>	登録者数の拡大を図るため、県内の潜在保育士や新規保育士登録者に周知する必要がある。	「保育士人材バンク」の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> ・「鹿児島県保育士人材バンク」WEBシステムの運営・管理 ・市町村との業務提携 ・潜在保育士に対する「保育士人材バンク」への登録勧奨

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定
保育士の再就職支援 (子育て支援課)	<p><1> 目的 復職を希望する潜在保育士に対し、県下各地域の最新の求人情報を個別に提供するとともに、保育士講座、保育体験を実施した。</p> <p><2> 実施状況・成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供回数：2回 対象者数：1回目822人，2回目811人 ・保育士講座（鹿児島市） 参加者：21人 ・保育体験（鹿児島市） 参加者：2人 	再就職を希望する潜在保育士の掘り起こしに引き続き取り組む必要がある。	<p>保育士の再就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育士への情報提供 ・復職支援研修会の開催 ・保育体験の開催
保育士等の処遇改善 (子育て支援課)	<p><1> 目的 質の高い教育・保育を安定的に供給していくために、やりがいを持って働き続けられる職場環境づくりを推進するため、保育士等の処遇改善を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技能・経験を積んだ職員への加算 <ul style="list-style-type: none"> ・分野別リーダー等 月額5千円（上限）アップ ・副主任保育士等 月額4万円（上限）アップ 【キャリアパス構築の促進】 ○保育の職場いきいき推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等処遇改善セミナー 受講者：42人 ・魅力ある職場づくり講座 受講者：66人 	保育士等の処遇改善を図るため、引き続き施設長の意識啓発を図る必要がある。	<p>【処遇改善等加算の活用促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○技能・経験を積んだ職員への加算 <ul style="list-style-type: none"> ・分野別リーダー等 月額5千円（上限）アップ ・副主任保育士等 月額4万円（上限）アップ 【キャリアパス構築の促進】 ○保育の職場いきいき推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ・保育士等処遇改善セミナー ・魅力ある職場づくり講座

イ 地域子ども・子育て支援事業等に従事する者の確保と資質の向上に対する支援

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定																																			
子育て支援員研修 (子育て支援課)	<p> <1> 目的 地域において子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者に対し、研修を実施し、子ども・子育て支援新制度において創設された「子育て支援員」の養成を図る。 <2> 実施状況・成果等 ア 通常開催分 ・実施日：令和3年9月1日～令和4年2月13日のうち希望するコース日程（地域子育て支援拠点事業は中止） ・実施地区：鹿児島・鹿屋 実施コース等： </p> <table border="1" data-bbox="421 635 1238 935"> <thead> <tr> <th>実施地区</th> <th>研修内容</th> <th>受講者数</th> <th>修了者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8">鹿児島</td> <td>基本研修</td> <td>395</td> <td>389</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">地域保育 コース</td> <td>地域型保育</td> <td>289</td> <td>194</td> </tr> <tr> <td>一時預かり事業</td> <td>136</td> <td>79</td> </tr> <tr> <td>ファミリー・サポート・センター事業</td> <td>40</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>放課後児童コース</td> <td>71</td> <td>74</td> </tr> <tr> <td>社会的養護コース</td> <td>38</td> <td>39</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域子育て支援 コース</td> <td>利用者支援事業・基本型</td> <td>21</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>利用者支援事業・特定型</td> <td>19</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td></td> <td>地域子育て支援拠点事業</td> <td colspan="2">中止</td> </tr> </tbody> </table>	実施地区	研修内容	受講者数	修了者数	鹿児島	基本研修	395	389	地域保育 コース	地域型保育	289	194	一時預かり事業	136	79	ファミリー・サポート・センター事業	40	20	放課後児童コース	71	74	社会的養護コース	38	39	地域子育て支援 コース	利用者支援事業・基本型	21	21	利用者支援事業・特定型	19	19		地域子育て支援拠点事業	中止		県内の実情や子育て支援員研修のニーズが高いことを踏まえ、引き続き、研修機会の確保を図る。	子育て支援員研修の実施 （一部eラーニング等にて実施予定） 【県】 ○実施地区（予定） ・鹿児島 ○実施コース（予定） ・地域保育コース ・放課後児童コース ・地域子育て支援コース
実施地区	研修内容	受講者数	修了者数																																			
鹿児島	基本研修	395	389																																			
	地域保育 コース	地域型保育	289	194																																		
		一時預かり事業	136	79																																		
		ファミリー・サポート・センター事業	40	20																																		
	放課後児童コース	71	74																																			
	社会的養護コース	38	39																																			
	地域子育て支援 コース	利用者支援事業・基本型	21	21																																		
		利用者支援事業・特定型	19	19																																		
	地域子育て支援拠点事業	中止																																				

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定
放課後子ども総合 プラン推進事業 〔放課後児童支援 員の認定資格研 修〕 (子育て支援課)	<p><1> 目的 放課後児童クラブの量の拡大と質の向上を図るため、放課後児童クラブの「支援の単位」ごとに、2人以上配置が必要とされている放課後児童支援員の資格を認定する。</p> <p><2> 実施状況・成果等 放課後児童支援員の認定者 328人 〔資格要件：研修の修了〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回霧島会場(12/13~12/17) 資格取得者 58人 ・第2回鹿児島会場(2/25~2/27, 3/1~3/2) 資格取得者 79人 ・第3回北薩会場(10/30~10/31, 11/2~11/4) 資格取得者 46人 ・第4回南薩会場(12/4~12/8) 資格取得者 18人 ・第5回鹿屋会場(1/14~1/15, 1/17~1/19) 資格取得者 65人 ・第6回始良会場(2/10, 2/12~2/15) 資格取得者 62人 	資格取得者をより多く確保するため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員認定資格研修の実施 ・鹿児島会場(9/19, 9/21~9/24) 定員 100人 ・鹿児島会場 (9/28~9/30, 10/1~10/2) 定員 100人 ・北薩会場(12/3~12/7) 定員 60人 ・霧島会場(1/13~1/17) 定員 80人 ・鹿屋会場(1/27~1/31) 定員 50人 ・始良会場(2/2~2/6) 定員 60人
放課後子ども総合 プラン推進事業 〔放課後児童支援 員等現任研修〕 (子育て支援課)	<p><1> 目的 放課後児童支援員及び補助員等の資質の向上を図るため、必要な知識及び技術の習得並びに課題や事例を共有するための研修を行う。</p> <p><2> 実施状況・成果等 放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時・場所 7月25日 県民交流センター 修了者 96人 1月9日 国分シビックセンター多目的ホール(中止) <p>【中堅者(経験3年以上)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日時・場所 11月14日 薩摩川内市川内駅コンベンションセンター SSプラザせんだい 修了者 45人 12月19日 県民交流センター 修了者 100人 	受講希望者全員が受講できるようにするため、引き続き、研修機会を確保する必要がある。	放課後児童支援員等現任研修の実施 【初任者(経験3年未満)】 ・日時・場所 7月18日 県民交流センター 定員 150人 11月13日 鹿屋市中央公民館 定員 60人 【中堅者(経験3年以上)】 ・日時・場所 7月3日 国分シビックセンター 定員 100人 11月6日 県民交流センター 定員 150人

ウ 幼稚園教諭・保育士に対する研修の実施

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度の取組予定
幼稚園新規採用教員研修会 (義務教育課) (子育て支援課)	<1> 目的 幼稚園新規採用教員に対する研修 <2> 実施状況・成果等 ① 4/15 公立幼稚園(0人) 公立幼稚園以外(94人) ② 6/4 " (0人) " ③ 7/6~7/7 " (0人) " ④ 11/25~11/26 " (0人) "	職務遂行に必要な事項等を習得するため、引き続き新規採用教員の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園新規採用教員研修会の実施 年4回実施 ① 4/14 ② 5/19 ③ 7/6~7/7 ④ 11/24~11/25
幼稚園中堅教諭等 資質向上研修 (義務教育課) (子育て支援課)	<1> 目的 在職期間が10年に達した公立幼稚園教諭に対して、個々の適正等に応じ資質向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 実施日：令和3年7月26日～7月29日 場 所：県総合教育センター 参加人数：1人	個々の適性等に応じた資質向上を図るため、引き続き中堅教諭等の研修機会を確保する必要がある。	幼稚園中堅教諭等資質向上研修の実施 実施日：8/1～8/4 参加人数：5人
保育教諭等研修 (認定こども園等における教育の質の向上のための研修事業) (子育て支援課)	<1> 目的 教育と保育の一体的提供などについての研修を実施することにより、幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図る。 <2> 実施状況・成果等 ・実施日：令和3年11月9日 ・場 所：オンライン ・参加人数：69人 ・研修内容：①「一人ひとりのこどもと向き合う～あなたと私、やさしさの関係性～」 ②子どもたちを取り巻くメディアの影響 ③乳幼児・幼児の保育について ④COVID-19 感染と児童施設での対応	幼保連携型認定こども園の保育教諭等の質の向上を図るため、引き続き現場の実状に対応した研修を行う必要がある。	保育教諭研修 ・実施時期：令和4年11月頃

3 地域子ども・子育て支援事業の推進

施策等 (担当課)	令和3年度 本県の具体的取組	課題等	令和4年度取組予定
地域子ども・子育て支援事業 (子育て支援課)	<p><1> 目的 市町村が地域の実情に応じて行う子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を支援するための交付金を交付し、地域の子ども・子育て支援の充実を図る。</p> <p><2> 実施状況・成果等 次頁のとおり</p>	市町村計画の目標に到達できるよう、市町村に対し、積極的な取組を働きかける必要がある。	地域の実情に応じ、市町村が地域子ども・子育て支援事業を実施

地域子ども・子育て支援事業の実施状況（令和3年度）

事業名	計画市町村数	実施市町村数	実施箇所数	事業内容
利用者支援事業	30市町村	32市町村	54か所	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
延長保育事業	33市町	32市町	443か所	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	19市町	13市町		保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	3市町	3市町	4か所	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する事業です。
放課後児童健全育成事業	41市町村	41市町村	666か所	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
子育て短期支援事業	24市町村	14市町	ショートステイ34か所 トワイライトステイ16か所	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	35市町村	35市町村		生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	22市町村	18市町村		養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育が適切に行われるよう、養育に関する指導・助言等を行う事業です。
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	5市町	4市町		子どもを守る地域ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）に携わる職員の専門性向上（研修の受講等）などの取組を行う事業です。
一時預かり事業	36市町村	34市町村	398か所	保育所等を利用していない家庭において、日常生活上の突発的な事情等により家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
地域子育て支援拠点事業	38市町村	38市町村	109か所	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
病児保育事業	27市町	24市町	75か所	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。
ファミリーサポートセンター事業	20市町	20市町	20か所	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

※ 計画・実施市町村数、実施箇所数については、「地域子ども・子育て支援事業」の対象になるものを記載

令和3年度 地域子ども・子育て支援事業 市町村別実績一覧

(各市町村集計)

	① 利用者 支援事業	② 延長保 育事業	③ 実費徴収 に伴う補 給を行う事業	④ 多様な事業 者の参入 促進・能力 活用事業	⑤ 放課後 児童健全 育成事業	⑥ 子育て 短期支 援事業	⑦ 乳児家 庭全戸 訪問事業	⑧ 養育支 援訪問 事業	⑨ 子どもを 守る地域 ネットワーク 機能強化 事業	⑩ 地域子 育て支 援拠点 事業	⑪ 一時預 かり事 業	⑫ 病児保 育事業	⑬ 子育て 援助活 動事業
1 鹿児島市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 鹿屋市	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○
3 枕崎市	○	○	○		○	○	○	○		○	○	○	○
4 阿久根市	○	○			○	○	○			○	○		
5 出水市	○	○			○		○	○		○	○	○	○
6 指宿市	○	○			○		○			○	○	○	○
7 西之表市			○		○		○	○		○	○		○
8 垂水市	○	○			○		○		○	○	○		○
9 薩摩川内市	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○
10 日置市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	
11 曾於市	○	○			○		○	○		○	○	○	
12 霧島市	○	○			○	○	○			○	○	○	○
13 いちき串木野市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
14 南さつま市	○	○	○		○	○	○	○		○	○		○
15 志布志市	○	○			○		○			○	○	○	○
16 奄美市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
17 南九州市	○	○	○		○	○	○		○	○	○		○
18 伊佐市	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○
19 始良市	○	○	○		○	○	○			○	○	○	○
20 三島村										○			
21 十島村	○									○			
22 さつま町	○	○			○		○			○	○	○	
23 長島町		○			○					○	○		
24 湧水町		○			○		○			○			○
25 大崎町	○	○	○		○	○	○	○		○	○		
26 東串良町		○			○		○			○			
27 錦江町	○	○	○		○		○			○	○		
28 南大隅町		○			○					○	○	○	
29 肝付町	○	○	○		○		○	○		○	○	○	
30 中種子町	○		○		○		○	○		○	○		
31 南種子町				○	○					○	○	○	
32 屋久島町	○	○			○		○	○			○		
33 大和村	○				○								
34 宇検村	○				○		○	○					
35 瀬戸内町	○		○		○		○	○		○	○		
36 龍郷町	○	○			○								○
37 喜界町		○			○					○	○		
38 徳之島町		○			○		○			○	○	○	○
39 天城町					○		○			○	○	○	
40 伊仙町					○		○				○	○	
41 和泊町	○	○			○		○		○	○		○	○
42 知名町	○				○		○	○		○		○	
43 与論町	○	○			○		○	○		○	○	○	
実績合計 (市町村)	32	32	12	3	41	14	35	18	4	38	34	24	20